

# 流産・死産・人工妊娠中絶を経験された方へ 相談窓口と給付金のご案内

深い悲しみや辛く悲しい気持ち、誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど、ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

給付金のご案内はもちろん、お悩みや不安などの気持ちに寄り添います。

## 相談窓口

### 町の相談窓口

五城目町 健康福祉課 こども担当

☎ 018-853-0705 (平日9時～17時)

秋田県女性健康支援センター (委託先: NPO法人ここはぐ)

☎ 080-8607-2128 (平日15時～18時)

LINEでの相談もできます。

### 秋田県こころとからだの相談室

電話相談(予約不要) : ☎ 018-884-6234 (月・金曜日13時～14時)

面接相談(要予約) : ☎ 018-884-6666 (平日9時～17時)

面接相談日は第1・第3水曜日 (14時～16時)

## 給付金申請

令和7年4月1日以降、流産・死産・人工妊娠中絶等を経験した方は妊婦のための支援給付金の対象となります。

### 【必要書類】

- ・五城目町妊婦のための支援給付金(1回目)申請書兼請求書
- ・五城目町妊婦のための支援給付金(2回目)申請書兼請求書
- ・胎児心拍、胎児数の確認ができるもの(診断書(任意様式)又は母子手帳等)  
※死産届を五城目町に提出している場合は不要です。
- ・個人番号が記載されているもの(マイナンバーカード)
- ・給付金の受取口座を確認できる書類(受取口座は妊婦本人名義に限ります。)

### 【申請期限】

医療機関において流産・死産を確認した日から2年以内

給付金の申請については下記までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】五城目町健康福祉課(こども担当)役場1階 ☎ 018-853-0705